

申請手続及び給付に関するQ & A

Q 1 購入したものは全て、給付の対象となりますか？

A 1 この奨学金は、原則として、学校から購入等の指示のあったコンピュータ本体（キーボードを含む。）や通信費、その他アプリケーション等が対象となります。

ただし、端末の延長保証料やセキュリティ対策ソフト等については、学校からの指示の有無にかかわらず、対象経費に含めて申請することができます。

《対象経費に含めてよいものの例》

パソコン・タブレット端末、キーボード、マウス、タッチペン、初期設定費用、延長保証料、セキュリティ対策ソフト、学習支援ソフト、通信契約、端末用カバー（ケース）、画面保護フィルム、

《対象経費に含めてはいけないものの例》

修理費、銀行振込手数料、配送料、外部記憶媒体（任意で購入したもの）、主たる教材として使用されるデジタル教科用図書の購入費、個人利用するただけに契約した通信費等

Q 2 生徒用コンピュータ等を入学時に一括払いで購入した場合でも、35,000円しか給付されないのですか？

A 2 この奨学金は、生徒用コンピュータ等の購入代金を修業年限（その学校の標準の卒業までの年数）で分割した額を年1回給付します。修業年限で分割した金額が上限額を超える場合は、今年度の給付は上限額の金額となります。

翌年度以降も対象者の要件を満たす場合は、申請をしていただくことで、上記と同様に算出した額を年1回給付します。

Q 3 生徒用コンピュータ等に係る代金は全て学校徴収金（諸費）として支払っているため、手元にレシート等がありません。どのような書類を添付すればよいのですか？

A 3 生徒用コンピュータ等の代金を学校徴収金（諸費）として学校に支払っている場合は、県教育委員会が学校に購入費用等を確認しますので、申請者がそれらの金額等を申請欄に入力する必要はなく、レシート等の添付も不要です。

ただし、学校の指定や案内で購入等した場合であっても、その代金を業者へ直接支払っている場合^{*}は、申請欄に合計金額を入力し、内容と金額のわかる書類（レシート、領収印等が押印してある振込用紙の控え、ECサイトの注文完了ページなど）を撮影し、所定の欄に添付が必要となります。

※（例）ECサイトでコンピュータ等の申し込みを行い、クレジットカードやコンビニ払い等で業者へ代金を支払った場合や、学校から斡旋された電子辞書ソフトについて、振込用紙を用いて業者へ代金を直接支払った場合など

Q 4 家電量販店等で購入した生徒用コンピュータ等のレシート等を紛失してしまった場合は、申請することはできないですか？

A 4 レシート等が再発行できる場合がありますので、まずは購入等した家電量販店等に直接相談してください。

レシート等の再発行が難しい場合は、原則申請できませんが、学校の案内等で購入したものなど、一部について申請することがある場合もありますので、当課に御相談ください。

Q 5 家電量販店のポイントを利用して生徒用コンピュータ等を購入した場合の給付額はどのようになりますか？

A 5 ポイント利用分は「値引き」として取扱いますので、ポイント利用分を差し引いた金額をもとに奨学金の給付額を決定します。そのため、申請欄にポイント利用分を差し引いた金額を入力してください。

Q 6 家電量販店でクレジットカードの分割払いで購入した場合の給付額はどのようになりますか？

A 6 クレジットカードの分割払いで購入した場合であっても、申請書には一括払いで購入した場合の金額を記入してください。

Q 7 生徒用コンピュータ等を紛失又は破損し、購入し直した場合、再度申請することができますか？

A 7 いかなる理由で購入し直した場合であっても、同一年度中に再度の申請はできません。同一年度中に申請できるのは1回のみですが、翌年年度以降も対象者の要件を満たす場合は、翌年度以降に改めて申請することは可能です。

Q 8 もともと所有していたコンピュータ等を使う場合、その購入代金等は給付の対象になりますか？

A 8 学校から購入等を指示される前（当該学校に合格する前）に所有していたコンピュータ等の代金は、原則として給付の対象になりません。ただし、その場合でも、在学中に必要な通信費と、学校の指示により新たに購入したソフトウェア等の代金は給付の対象になります。

Q 9 今年度この奨学金の給付を受けた場合、翌年度以降も継続して給付されるのですか？

A 9 この奨学金は、毎年7月1日時点の課税状況により対象を決定しますので、毎年度申請していただく必要があります。保護者等の収入状況等によっては、令和6年度にこの奨学金の対象であった場合でも、令和7年度以降は対象外となる場合もあります（逆の場合もあります。）。

Q10 生活保護（生業扶助）からコンピュータの購入代金等の支援を受けていますが、必ず福祉事務所で証明書を発行してもらう必要がありますか。また、証明を受ける場合はどうすればよいですか。

A10 7月1日現在で生活保護を受給している方は、生活保護費（生業扶助〔高等学校等就学費〕）との重複受給を防ぐため、別紙の広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金専用の「生活保護費受給（見込）証明書」を福祉事務所に持参し、その証明を受けたものを提出する必要があります。

ただし、経費の全額について生活保護費から既に支援を受けている場合や、今後受けることが明らかである場合は、この奨学金を申請することはできません。この場合、福祉事務所に証明書様式を持参し証明を受ける必要はありません。

なお、上記について御自身にあてはまるのか不明な場合は、次の書類を持参して、福祉事務所の担当者に相談してください。

- ① 本冊子
- ② 御自身が購入した内容が証明できる書類（レシート・領収書等）
- ③ 学校に代金を支払っている場合はその金額や内容が確認できる通知文書等

Q11 非課税世帯に該当するのかわからない場合は、どうしたらよいですか。

A11 令和6年1月1日に居住していた（住民票所在地）市役所又は市税事務所に確認をしてください。

なお、保護者等が2名いる場合は、2名とも非課税でなければ、当該制度の対象となりませんので、御注意ください。

【世帯収入の目安】（給与収入のみの場合）

非課税世帯の収入の目安は、次のとおりです。

世帯数	収入
2人世帯	2,044,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満

Q12 マイナンバーカードを作っていない場合は、どうしたらよいですか。

A12 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付でも可能です。その場合は、氏名・生年月日・住所・個人番号がすべて確認できるように撮影し、電子申請に添付してください。

また、通知カードでも添付は可能ですが、住所や氏名等に変更がない場合に限りです。